

答申第20号  
平成10年12月18日

兵庫県知事 貝原俊民様

公文書公開審査会  
会長 西山 要

公文書の部分公開決定に係る異議申立てに対する決定  
について（答申）

平成10年3月11日付諮問第210号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

（仮称）社会福祉法人 〃 に係る社会福祉法人調書（ただし、履歴書を除く。）

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

1 (仮称)社会福祉法人 〇〇 に係る社会福祉法人調書(ただし、履歴書を除く。)に係る部分公開の決定において、非公開とした情報のうち、次の情報は、公開すべきである。

(1) 理事長の住所

(2) 基本財産、運用財産、運転資金、整備資金、建設費充当分、年間事業費、市・補助金、事業団等借入金及び自己資金の各金額並びに贈与金額及び寄付額(これらのうちの合計金額を含む。)並びに建設費充当分の建設費に占める割合

(3) 新規借入金の金額(借入金合計金額を含む。)償還残年数及び県・市の利子補給の負担率

2 その他の部分に係る非公開の決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、(仮称)社会福祉法人 〇〇 (以下「本件社会福祉法人」という。)に係る社会福祉法人調書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、実施機関が平成9年11月21日付けで行った部分公開の決定(以下「本件処分」という。)において非公開とされた情報のうち、役員の住所、社会福祉関係歴及び他法人との役員の兼務に関する情報、基本財産及び運用財産等に関する情報、贈与者名・贈与金額に関する情報、運用財産の用途に関する情報、施設建設財源に関する情報、寄付予定者に関する情報並びに借入金等負債に関する情報(以下これらを「本件非公開情報」という。)について取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭での意見において述べている異議申立ての理由は、次のように要約される。

実施機関は、本件処分において本件非公開情報を非公開とした根拠を、公文書の公開等に関する条例(昭和61年兵庫県条例第3号。以下「条例」という。)第8条第1号及び第2号に該当することとし、その理由を「個人の私生活、経歴等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものが記録されているため」、「個人の財産の状況等に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものが記録されているため」及び「法人等の内部管理に属する情報であって、公にすることにより、当該法人等の公正な事業運営が損なわれると認められるものが記録されているため」としているが、次の理由により、これは本件処分において本件非公開情報を非公開とする根拠及び理由とはならない。

(1) 本件非公開情報の公開を求める必要性について

ア 市内において市立の保育所を廃止し、かわりに新たに本件社会福祉法人の経営による保育所の設置が行われようとしている。本件公文書は、本件社会福祉法人の設立に関して、事前に実施機関に提出された書類である。

本件社会福祉法人の設立及び私立保育所の設置に関しては、実施機関の認可事項であるが、当該認可に当たっては、あらかじめ実施機関と厚生省とで事前協議が行われ、この事前協議が終了すれば、本件社会福祉法人の設立及び保育所の建設の認可が行われる。この認可があれば、当該法人は間髪をいれず建設工事が着工できることとなっている。このことから、認可までの経過が公にされなければ、当該保育所の設置等に関しての議論の余地がなくなってしまう。

イ 本件部分公開決定で入手した公文書に記録された内容からみれば、市が従前、住民等に説明を行っていた内容と異なる事実が分かった。

市は、市立保育所の改築よりも、私立の新築の方が市の財政負担が軽いと明確な根拠を示さず説明しているが、本件処分では、総事業費や借入金等の額が非公開とされており、市の説明だけでは、具体的にどの程度市の財政負担が軽くなるのかが確認できない。

ウ 全国的に社会福祉法人の設立と社会福祉施設の建設を巡って、大きな事件が続発している。実施機関は、もっと積極的に情報公開すべきである。

## (2) 条例第 8 条第 1 号の該当性について

ア 本件公文書には、本件社会福祉法人の役員予定者の社会福祉関係歴に関する情報が記録されているが、これは、当該役員が信用できる人物であることを示すものであり、条例第 8 条第 1 号の通常他人に知られたいと思われない情報には該当しない。かえって、市民や議会にとって、重要な判断材料となるものであるから、公開すべきである。

イ また、贈与（寄付）予定者の氏名、年齢及び職業並びに前年の課税所得又は利益に関する情報が記録されているが、これらは、本件社会福祉法人の借入金償還が確実に担保されていることを説明する情報であり、条例第 8 条第 1 号の通常他人に知られたいと思われない情報に該当するところか、公開することにより、信用力を証明できる情報である。

## (3) 条例第 8 条第 2 号の該当性について

ア 本件公文書には、基本財産及び運用財産の金額、財産の贈与者名・贈与金額、運用財産の用途（建設費充当金額、運転資金、建設費に占める自己資金の割合及び年間事業費）及び施設建設財源に関する情報が記録されているが、これらは、本件社会福祉法人の基本財産、財産運用が確実に存在することを立証するものであり、公開することにより、むしろ本件社会福祉法人にとって利益となるものである。

イ また、新規借入金額、償還残年数及び県・市等の利子補給等に関する情報が記録されているが、これらは、本件社会福祉法人の借入金の償還が確実に担保されていることを説明するものであり、公開することにより、本件社会福祉法人の信用力を証明できる情報である。

ウ 保育所建設には、国、県及び市から巨額の公費等が支出されることになっており、この建設事業費に係る借入金、返済金及び財源等に関する情報が非公開とされており、このような情報を一般公衆に知らしめないことに問題がある。

### 第3 実施機関の説明要旨

実施機関が非公開理由説明書、その他の関係書類及び口頭での意見において述べている説明は、次のように要約される。

#### 1 本件公文書の性格及び概要について

- (1) 社会福祉法人は、高齢者、心身障害者（児）等社会的・経済的弱者を対象とする社会福祉施設の経営等社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉事業法（昭和26年3月29日法律第45号。以下「事業法」という。）の定めるところにより設立された法人をいう。

社会福祉法人の所轄庁は、厚生大臣、指定都市の長及び中核市の長が所轄するものを除き、都道府県知事となっており、所轄庁は、事業法第29条第1項の規定による認可の申請があったときは、要件、手続等が適正かどうかを審査した上で法人設立の認可の決定を行うこととなっている。

このため、実施機関が社会福祉法人の設立の認可を行うに当たっては、実施機関の内部で設置している社会福祉法人審査会において、当該法人の役員予定者の適否や資金計画の適否等の事前審査を行っているところである。

- (2) 本件公文書は、施設整備の国庫補助協議の実施に当たり、実施機関が定める所定の様式で法人設立代表者から実施機関に提出された書類の一部で、平成9年10月24日の社会福祉法人審査会で上記1の審査のための資料として作成されたものである。

本件公文書には、本件社会福祉法人の役員の状況、資産の状況及び負債の状況が記録されている。

#### 2 条例第8条第1号の該当性について

- (1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しない

ことができると規定しており、これは、個人のプライバシーを最大限に保護し、個人の尊厳と自由を守ることを目的としたものと解される。

- (2) 本件社会福祉法人の役員の住所、社会福祉関係歴及び他法人との役員の兼務に関する情報は、役員予定者の構成要件等の適否を審査するための情報である。

これらは、特定の個人の私生活、経歴等に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第8条第1号に該当する。

- (3) 本件社会福祉法人の贈与者名・金額に関する情報及び寄付予定者に関する情報は、借入金償還の确实性を審査するためのものである。

これらは、寄付予定者等個人の財産の状況、社会的生活等に関する情報であって、通常他人に知られたくないと認められることから、条例第8条第1号に該当する。

#### 3 条例第8条第2号の該当性について

- (1) 条例第8条第2号は、国及び地方公共団体を除く法人その他の団体又は事業を営む個

人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害を防止するための規定と解される。

- (2) 本件非公開情報のうち、基本財産及び運用財産等に関する情報、贈与金額に関する情報、運用財産の用途に関する情報、施設建設財源に関する情報並びに借入金等負債に関する情報については、社会福祉事業を行うに当たり、社会福祉法人としての備えるべき資産の状況や資金計画の妥当性を所轄庁が事前審査するための情報である。

これらは、設立予定の法人の内部管理に属する情報で、設立時には変更の予定もある情報であり、事前審査時のものを公開することによって、地域住民等に無用の混乱が生じることも予想され、公正な事業運営が損なわれると認められることから、条例第8条第2号に該当する。

#### 第4 審査会の判断

##### 1 社会福祉法人の設立等について

- (1) 社会福祉法人は、事業法に定める社会福祉事業を行うことを目的として、事業法の定めるところにより設立された法人であるところ、社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもって必要な事項を定めるとともに、厚生省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならないこととされている（事業法第29条第1項）。そして、所轄庁が行う認可の審査に関しては、事業法及び厚生省令のほか、社会福祉法人審査基準（昭和39年1月10日付社発第15号厚生省社会局長・児童局長通知。以下「厚生省通知」という。）により定められている。

一方、保育所等児童福祉施設の設置については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置しようとするときは、都道府県知事の認可を得ることを要することとされている（同法第35条第4項）。また、社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設等については、都道府県が、その費用の4分の3以内を補助することができ、さらに、国庫は、当該都道府県が補助した金額の3分の2以内を補助することができることとされている（同法第56条の2第1項及び第3項）。

- (2) 新たに社会福祉法人の設立と共に、補助金等を受けて児童福祉施設を設置する場合には、厚生省通知により、法人の審査に当たっては、当該補助金等の審査と相互に連携を図るとともに、法人の設立認可については、当該補助金の交付が確実にされた後でなければ認められないこととされ、当該施設の認可も当該法人が成立した後でなければ行うことができないとされている。

このようなことから、施設整備を伴う新設法人の設立の認可事務の処理を行うに当たって、実施機関は、当該施設整備の国庫補助協議の実施の際にあらかじめ法人設立代表者から提出される法人審査に関する書類によって、実施機関の内部で設置されている社会福祉法人審査会で法人の設立等に関する適否の審査を行い、この審査会で承認され、施設に関する国の国庫補助協議で内定通知が出されたものについてのみ、事業法第29条による社会福祉法人の設立認可申請書の提出を受け、その後、認可を行うこととしている。

## 2 本件公文書の性格及び概要について

(1) 本件公文書は、施設整備の国庫補助協議の実施に当たり、実施機関が定める所定の様式で本件社会福祉法人の設立代表者から実施機関に提出された法人審査に関する書類の一部で、平成9年10月24日の社会福祉法人審査会での審査のための資料として作成されたものである。

(2) 本件公文書には、本件社会福祉法人の名称、施設の名称、施設の種別、定員人数、主たる事務所の所在地及び施設所在地、役員予定者の役職名、氏名、年齢、住所、職歴、社会福祉関係歴及び他法人との役員の兼務の有無に関する情報、基本財産、運用財産、運転資金及び整備資金の各金額、贈与者名及び贈与金額並びに贈与金額の合計額、建設費充当分及び年間事業費の各金額並びに建設費充当分の建設費に占める割合、国・都道府県補助・負担金、市・補助金、事業団等借入金及び自己資金の各金額、寄付予定者の氏名、年齢、職業、前年の課税所得又は利益の金額及び寄付額並びに新規借入金の金額、償還残年数及び県・市の利子補給の負担率が記録されている。

なお、これらの情報中、 の情報、 の情報のうち、役員予定者の役職名及び氏名並びに の情報のうち、国・都道府県補助・負担金の金額については、公開されている。

## 3 条例第8条第1号の該当性について

(1) 条例第8条第1号は、「個人の思想、宗教、健康状態、病歴、住所、家族関係、資格、学歴、職歴、所属団体、所得、資産等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定しており、これは個人の人格的利益の保護を目的とした趣旨と解される。

また、条例第3条第3項は、実施機関の責務として、「実施機関は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるものを公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」と規定している。

したがって、条例第8条第1号の規定は、原則公開を趣旨とする条例においても、個人の人格的利益の保護の観点から、このような情報については、非公開とすべきことを定めたものと解される。

(2) 本件公文書には、役員予定者の役職名及び氏名と共に、その者の住所、社会福祉関係歴及び他法人との役員の兼務に関する情報が記録されている。これらの情報は、本件社会福祉法人の設立と共に、その役員に就任が予定されている者の個人に関する情報であるが、理事長予定者の住所については、本件社会福祉法人が設立後に、設立の登記が行われ、これに伴い、登記事項として公表される情報であるから、通常他人に知られたくない情報とはいえないため、条例第8条第1号に該当しない。

しかしながら、これ以外の情報は、個人の私生活、社会的生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

3 本件公文書には、 贈与者名及び贈与金額並びに 寄付予定者の氏名、年齢、職業、

前年の課税所得又は利益の金額及び寄付額が記録されている。これらの情報は、本件社会福祉法人が設置する施設の建設財源に係る贈与又は寄付を予定している者の個人に関する情報ではあるが、贈与金額及び寄付額については、これを公開しても、当該情報から贈与者又は寄付予定者を識別し得るものとは認められないため、条例第8条第1号に該当しない。

しかしながら、これら以外の情報については、個人の私生活、社会的生活等に関する情報であって、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第8条第1号に該当するとした実施機関の判断は、妥当である。

#### 4 条例第8条第2号の該当性について

(1) 条例第8条第2号は、「法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の正当な利益を害すると認められるもの」が記録されている公文書は公開しないことができると規定されており、これは法人等又は事業を営む個人の事業活動上の法律上保護されるべき正当な利益の侵害の防止を目的とした趣旨と解される。

(2) ところで、本件公文書は、上記1及び2にあるとおり、本件社会福祉法人設立代表者と実施機関の担当課において、本件社会福祉法人が設置しようとする保育所の施設整備に係る事前協議の書類として提出されたものであり、本件公文書に記録された情報が一定の手続きが進むにつれ、その段階によって、その一部が他で既に公表されていたり、後記4で説明するとおり、公表が可能となることは、その性格上当然のことである。

本件については、本件異議申立て後、平成10年3月の市議会において、施設建設財源及び借入金、補助金等その内訳金額が公表されており、また、保育所の設置に関しては、平成10年5月29日付けで、厚生省からの国庫補助金の内示の通知が出されていることが認められる。そして、この内示を受けて、同年6月19日、実施機関担当課において、法人設立代表者に対して、内示後の手続きを説明するための説明会が行われ、その後、本件社会福祉法人の設立代表者から本件社会福祉法人の設立認可申請書が実施機関に提出され、実施機関は、同年8月31日付けで設立の認可を行ったことが認められる。

なお、当該設立認可後、平成10年9月21日付けで本件社会福祉法人の設立の登記が行われていることが認められる。

(3) 実施機関は、本件処分により、 の情報、 の情報のうち、贈与金額及び贈与金額の合計額、 の情報、 の情報のうち、市・補助金、事業団等借入金及び自己資金の各金額、 の情報のうち、寄付額並びに の情報について、現在設立準備中の法人の内部管理に属する情報であるため、条例第8条第2号に該当するとして、非公開としている。

確かに、一般的には、法人の設立準備行為は、関係者との協議、依頼等に基づき行われるところであり、このような準備段階での当該法人に関する情報を一方的に公開することにより、法人の設立準備に関して少なからず影響を与え、その支障が生じる場合があると考えられるが、本件社会福祉法人については、上記2のとおり、現時点においては、既に設立の認可がなされ、社会福祉法人として設立されたものである。

(4) そこで、上記本件処分により非公開とされた情報の条例第8条第2号の該当性につい

て検討する。

そもそも、施設建設財源に関する情報である の情報のうち、贈与金額の合計額、の情報のうち、市・補助金、事業団等借入金及び自己資金の各金額並びに の情報については、 市議会で公表された情報又は当該公表された情報と他の公表された情報とを組み合わせることにより明らかとなる情報であると認められる。さらに、これら以外の上記本件処分により非公開とされた情報についても、現時点において公開しても、実施機関が主張するような地域住民などに無用の混乱が生じることは考え難いことであるとともに、飽くまで概括的な数値等であることから、本件社会福祉法人の今後の具体的な経営方針や運営方法等の内部管理の状況が明らかになるものとはいえず、また、公開することにより、その他本件社会福祉法人の正当な利益を害すると認定し得る事実もない。

したがって、上記本件処分により非公開とされた情報については、現時点において、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するものとはいえないため、条例第8条第2号に該当するとは認められない。

以上から、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。



(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
10 . 3 . 11	・ 諮問書の受理
10 . 4 . 3	・ 実施機関の非公開理由説明書の受理
10 . 4 . 22	・ 異議申立人の意見書の受理
10 . 5 . 22 (第84回審査会)	・ 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 ・ 審議
10 . 6 . 23 (第85回審査会)	・ 異議申立人の意見を聴取 ・ 審議
10 . 7 . 15 (第86回審査会)	・ 審議
10 . 8 . 25 (第87回審査会)	・ 審議
10 . 9 . 25 (第88回審査会)	・ 審議
10 . 10 . 20 (第89回審査会)	・ 審議